

# 定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成16年1月23日（金）

2 監査の対象 教育総務部所掌事務全般

|         |  |
|---------|--|
| 総務課     | 教育委員会運営、教育委員会事務局管理事務、学校振興、教員住宅維持管理、小学校・中学校及び幼稚園の運営管理及び補修、緊急雇用創出、宝殿中学校組合運営          |
| 学務課     | 就学事務、高等学校奨学金支給、加古川養護学校通学、小学校給食、小学校・中学校の学校保健及び就学奨励、幼稚園保健、幼稚園給食、小学校・中学校及び幼稚園の教材備品等購入 |
| スポーツ振興課 | スポーツ振興推進、総合体育館運営管理、総合体育館整備、体育施設運営管理  |
| 国体準備担当  | 国民体育大会準備事務   |

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成15年4月1日から平成15年11月30日までの間における教育総務部の予算執行状況、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ教育総務部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成15年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成15年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料に

より審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、その一部を抽出して、申請、減免等にかかる一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

なお、幼稚園保育料、スポーツ振興課所管の施設使用料等において収入未済となっているものが見受けられたので、早急に処理するとともに、納入に遅れを生じないように留意されたい。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及び差引簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、備品購入費について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) 財産管理事務について

管理財産について、行政財産（土地・家屋）の登記、現況等に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

管理備品について、主に平成15年度に取得及び廃棄したものを備品管理簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

① 保守点検委託業務において、一部業務遂行の確認が十分に行われていないと思われるものが見受けられた。

委託業務内容を明確にするとともに、点検業務遂行時の確認方法、業務

完了後の報告のし方等について、再確認されたい。

- ② 教育総務部において管理する公印及び領収印について、管守者及び担当者より管理簿及び使用簿の提示を求め、その管理方法及び使用方法等の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後とも適正に使用するとともに、厳正な管理に留意されたい。

- ③ 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した結果、課、係、担当者により時間数及び取得日数に若干の不均衡が見られ、一部には恒常的な時間外勤務も見受けられた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに恒常的な時間外勤務については見直しを図られたい。